議 日程第6「認定第4号令和元年度松田町上下水道事業会計利益の処分及び決 算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長

それでは、令和元年度松田町上水道事業会計決算報告を説明いたします。 266ページをお開きください。令和元年度松田町上水道事業報告書から説明いたします。

概況 1、総括事項の要旨を説明させていただきます。最初に収益的収支です。本年度の上水道事業経営につきましては、給水収益が前年度1.5%減になり、これに伴い営業収益も約348万円の減収となりました。また営業外収益につきましても、加入負担金の大幅な減収により前年度比約716万円の減少となりました。よって水道事業収益全体でも前年度比6.1%減の1億3,415万6,100円となりました。これに対し水道事業費用は前年度比4.1%増の1億1,618万1,906円となりました。結果として本年度の経常利益は前年度比45.8%減の1,221万1,472円です。

次に資本的収支です。資本的収支は支出総額が前年度比10.5%減の3,258万9,444円となりました。収入が支出に対して不足する2,688万9,444円は当年度分消費税及び地方消費税収支調整額90万5,250円、過年度分損益勘定留保資金2,598万4,194円で補填しました。また、過年度分の損益勘定留保資金の残1億2,342万6,889円と当年度分損益勘定留保資金の合計1億7,204万5,252円は補填財源として次年度に留保いたします。

続きまして、270ページをお願いいたします。令和元年度松田町上水道事業収益費用明細書の収入です。なお、申し上げる金額は消費税及び地方消費税を含まない金額でございます。款1、水道事業収益は1億2,522万3,443円です。項1、営業収益は9,676万399円、目1、給水収益、水道使用料は9,061万8,626円でございます。目3、その他の営業収益の主な内訳でございます。手数料といたしまして給水装置の休止・開始の手数料や給水工事の審査、検査の手数料などの収入でございます。他会計負担金は、内訳は下水道事業特別会計から下水道使用料徴収事務負担金と一般会計から消火栓維持管理費197基分をそれぞれ収入しております。

続きまして、営業外収益の内訳でございます。主な収益といたしましては、 節、その他の雑収益で寄簡易水道事業特別会計より水道料金徴収事務並びに施 設維持、施設の維持管理費に伴う人件費分として繰入れをされております。長 期前受金戻入は会計上の収益であり、外部から現金収入がないものでございま す。

次のページをお願いいたします。続きまして支出でございます。水道事業費用といたしまして1億1,298万325円を支出しております。主な経費といたしましては水道施設関係の経常経費を支出しております。このページの主なものといたしましては委託料でございます。委託料、検針業務につきましては3名で4,407件分の検針を行っております。一段飛びまして、量水器交換委託は計量法により8年と定められている使用期限を迎えた量水器1,398器について交換をしております。また今年度につきましては、上水道台帳整備委託を執行しているところでございます。

次のページをお願いいたします。修繕費です。修繕費の内容につきましては 漏水修理16件、中河原水源のですね、弁の修繕を執行しているところでござい ます。動力費につきましては、宮下水源ほか5か所のポンプの動力と電気料を 支出しております。

目3、総係費です。2,290万5,773円の支出で、ここでは職員2名の給料分な ど人件費と事務事業が主な支出でございます。

次のページをおめくりください。目 4、減価償却費でございます。5,329万 2,735円でございます。節、有形固定資産減価償却費では建物、構築物、機 械、装置などの減価償却費を、節、無形固定資産、資産減価償却費は、庁舎利 用権の減価償却費を計上してございます。目 5、資産減耗費、固定資産除却費 でございます。今年度交換した量水器1,398器分でございます。

続きまして、項4、営業外費用でございます。251万4,017円の支出でございます。企業債利息としまして平成4年度からの上水道事業企業債21件分の利子の支出でございます。

次のページをお願いいたします。令和2年度松田町上下水道事業資本的収支 明細書でございます。収入です。款1、資本的収入は570万円です。項1、企 業債は570万円は上水道事業債でございます。

次に支出です。款1、資本的支出は4,768万4,194円でございます。項1、建設改良費は3,556万1,931円でございます。主なものといたしましては、節、給料です。技術系職員の人件費等でございます。続きまして、工事請負費の内訳でございます。県道72号線松田国府津線の老朽管92メーターの布設替え工事、神山配水池緊急遮断弁工事を一応繰越分ということで計上させていただいております。

項2、企業債償還金1,212万2,263円です。企業債償還金、元金償還金で平成 4年度からの起債16件分の元金償還金でございます。

それでは258ページにお戻りください。258ページでございます。キャッシュ・フロー計算書でございます。この諸表は、平成31年度の期首と令和元年度の期末の増減がどのぐらい、いわゆる現金の動きがあるかを示しているものでございます。下から2番目の資金期首残高は4億3,468万4,981円、その下の6、資金期末残高は4億4,383万2,758円となり、この年度中に増加した914万7,777円は、4、資金増減額に記載をしてございます。

続いて、次ページ259ページを御覧ください。令和元年度松田町上水道事業損益計算書でございます。1、営業収益9,676万399円、2、営業費用1億1,045万9,216円。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益はマイナス1,369万8,817円です。3、営業外収益2,843万1,398円、4、営業外費用252万1,109円。3の営業外収益から4の営業外費用の差引額は2,591万289円です。したがいまして、当年度の経常利益は営業利益マイナス1,369万8,817円から2,591万289円を合計した1,221万1,472円となります。これに過年度分損益修正益3万1,646円を加えた1,224万3,118円が今年度の純利益となります。これに前年度繰越利益剰余金9,323万7,383円を合計した額から、その他の未処分利益剰余金変動額2,241万6,128円を差し引いた8,306万4,373円が当年度未処分利益剰余金となります。

ページ260、261を御覧ください。上段の表でございます。上段の表は30年度 の議会で議決いただいた内容を反映した令和元年度剰余金処分計算書でござい ます。最下段に資本金、剰余金、資本合計の当年度残高を記載してございます。 下段の表は令和元年度松田町上水道事業剰余金計算書(案)でございます。表 の上段に資本金、未処分利益剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載してござい ます。

中段です。議会の議決による処分額(案)といたしまして、当年度は未処分利益8,306万4,373円より減債基金に当年度純利益から長期前受金戻入を引いた20分の1相当額の14万3,496円を積み立てさせていただきたく、また建設改良基金に100万円を、さらに未処分利益剰余金に現金のない金額といたしまして2,058万1,372円を組入資本金として組み入れることにより、処分後の残高、繰越利益の処分させていただきたく御提案申し上げます。

なお262ページ以降に貸借対照表、280ページに固定資産明細書、上水道企業 債明細書を記しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 まず最初に266ページ。上水道事業報告書ですけども。当年度経常利益は大幅減の45.8%減の1,220万ほど前年度でマイナスになっておりますけども、給水収益が上がらないということでね、この何か対策なんかは講じられてるんでしょうか。その辺をお伺いします。

それから2点目はですね、ページ262ページの元年度の上水道事業貸借対照表で、固定資産が、1番のね、資産の部の固定資産の有形固定資産と、それから280ページの元年度の上水道事業固定資産明細書のこれね、年度末現在高がね、ちょっと合わないんですよね。ちょっとこの辺、特に機械及び装置ということでは、ここがちょっと違うかなと思うんですが。この280ページと262ページの関連性がないんでね、この辺ちょっと説明と、何か訂正があったら訂正をしていただきたいと思いますけども。その辺についてお伺いします。

環境上下水道課長

まず最初の御質問にお答えいたします。先ほど御説明いたしましたとおり、 1,200万円ほどの減収という形になってございます。これは原因といたしましては、前年と比べてですね、いわゆる加入負担金が78件あったのが、今年、昨年度は35件に減少したというのとですね、上水道台帳整備委託で支出をさせていただいたことが主な要因というふうなことになってございます。ただ、構造 的な問題としてですね、ここ数年、本来収益を上げるべき営業費用がずっと赤字の傾向が続いてるところでございます。加入負担金に頼った事業経営をしてきたわけでございますが、それが加入負担金についても、そろそろ加入者が開発等の関係も、なかなか伸び悩んだというふうなところが原因でございますので、今後いわゆる営業収益でですね、黒字化を図るような経営を図ってまいりたいというふうに考えております。

あと2点目のですね、262ページの機械及び…貸借対照表のですね、機械及び装置については、136,209,526というふうな数字になっております。それで固定資産税の明細のほうも見ますと、これ281ページになりますけど。136…右から、281ページの右から2番目の、年度末償却未残高がですね、136,209,526になってますので、一応突合してるのかなというふうに、我々としては考えています。

11番 寺 嶋 真ん中のね、282ページ見ていただきたいと思いますけども。280ページ。真ん中にあります有形固定資産の機械及び装置。これがですね、表では4億1,367万6,588円になっているんですよ。それがこの262ページの貸借対照表では、405,070,574ということで、これ860万6,014円、ここで違うんだよね。そうするとね、合計も違うんでしょうけども、どっちがね、前年度から繰越しの部分で間違ってるのか、この部分だけ間違えてるのかというのがね。おしまいのほうは合ってます。年度末償還未済高というのは合ってます。合ってるんだけども、途中がね、ここがおかしいよと、違うよという話をしてる。分かりますか、言うことが。

環境上下水道課長 今議員が御指摘がございました280ページの年度末現在高というのはですね、 いわゆるこの年度の前のですね、減価償却前のですね、機械及び装置の数字で ございますので、当然この、それが今年度の減価償却によって1億3,600万円 になったというふうな内容になってますので、当然違うという、数字は異なっ て当たり前だというふうに認識しております。

11番 寺 嶋 280ページを見てください。有形固定資産の機械及び装置、左から年度末当 初現在高、それから年度末増加ということで、ずっとプラス・マイナスしてい くとね、この真ん中の年度末現在高というのが、ここが違うんだよね。本来な

ら405,070,574というところを、413,676,588となっているでしょう。分かります。言ってること分かんないかね。間違ってるんじゃないのって私は指摘してるんで、この辺はいかがなものかということです。

環境上下水道課長

今御指摘いただいた280ページの表の部分につきましては、まずちょっと最初に御理解いただきたいのは、要はここのページの部分は、年度末のあくまで今年度の減価償却が終わる前の数字でございます。それで機械及び装置が年度当初が404,249,408ございました。これに対しまして当年度の増加額が11,405,556でございます。それに対して今度マイナスで1,978,376になりますので、それを計算いたしますと413,676,588になると思うのですが、いかがでしょうか。

11番 寺 嶋 この部分はなったとしても、262ページの貸借対照表のところが405,070,574 となっているからね、ここ、違うんじゃないかと言ってるわけですよ。ここと、262ページと280ページ、これ、整合性がないですよね。違いますか。合ってないと思いますけども。言ってること、私のほうが言ってることは正当、妥当だと思うんだけどもね。違ってるでしょうよ。

議 長 環境上下水道課長、この数字の違いはどうですかという質問なんですが。

11番 寺 嶋 よく調べてくださいよ。納得いかないからね。もう、休憩してください、早く、ちゃんと。(私語あり)議長、采配お願いします。

議 長 暫時休憩します。 (14時15分)

議長を展れて会議を再開いたします。 (14時43分)

環境上下水道課長 貴重なお時間を取らせたことを申し訳なく思っています。まことに申し訳ご ざいませんでした。修正の概要でございます。280ページの…修正した資料が ございますので、配付させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

議 長 皆様にお諮りします。修正資料が用意できたようです。その資料、皆様に配付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それではじゃあお願いします。

(資料配付)

配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。環境上下水道課長、説明お願いします。

環境上下水道課長

それでは御説明させていただきます。当初のですね、決算書上にございます 有形固定資産当年度減少額、機械及び装置につきましては、当初は197万8,376 円の計上でございました。ただしここにはですね、いわゆる昨年度実施しました中河原電気施設整備のですね、除却分がですね、こちらに計上されておりませんでした。これが806万6,014円分ございましたので、197万8,376円とこの数字を足しました、新たな表にございます1,058万4,390円がですね、正しい数値ということになりました。よって、この機械及び装置、年度当初現在高と当年度増加額、当年度減少額をプラス・マイナスいたしますと、当年度現在高は4億507万574円という数字になりまして、262ページの貸借対照表と突合する数字になっているところでございます。御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

議 長 ただいまの環境上下水道課長の説明が終わりました。

11番 寺 嶋 今回のこの金額ミスということでは、今日初めて指摘されて分かったという ことでよろしいですか。それもう1回、回答をお願いします。

環境上下水道課長 今回御指摘をいただきまして気づいたところでございます。申し訳ございま せんでした。

11番 寺 嶋 ミスが分かりました。今後ですね、町側も十分この決算、予算もそうですけ ども、決算はですね、数字のほうも十分精査をして、今後ね、間違いのないよ うに、極力間違いのないように、ぜひ御尽力をいただきたいと思います。これ で終わります。

議 長 この件についてはよろしいですか。

6 番 井 上 決算書上の取扱いですね、もうこういう形で上程されてる部分の訂正になる わけですけれども。この固定資産、280ページですね。というものは上水道企 業会計決算の中では、ちょっとほかの一般会計、特別会計とは異なりますので、 どういうふうな取扱いになるかを説明をいただきたいと思います。

環境上下水道課長 この中の計算そのものは262ページの貸借対照表の数字で行っておりますので、この固定資産明細書が変更になることによって、決算そのものの数字が変

わることはございません。

6 番 井 上 そういったことではなくですね、これも一番冒頭に、決算認定の冒頭にありました、監査委員の審査に付してるわけですよね。そういったその審査に付してる帳票に当たるのか。決算上必要な帳票ということで、公営企業法等で規定されてる固定資産明細書なのか。そういう位置づけではなく、単に参考資料なのか。そこをお伺いしたいと思います。

環境上下水道課長 私の認識といたしましては、決算に対する附属資料というふうな扱いで…決 算に対する附属資料というような扱いで取り扱ってるものというふうに考えて るところでございます。

6 番 井 上 いや、課長の認識じゃなく、公営企業法の中でですね、どういうふうな規定 があるかということを聞いています。

環境上下水道課長 ちょっとその件については、公営企業法上の帳票に当たるのかどうかという のはちょっとお調べしないと。申し訳ございません、ちょっと今ここでは即答 できることは、できません、はい。

議 長 よろしいですか。

環境上下水道課長 これが公営企業法上の様式に当たるものかということにつきましては、すみ ません、最終的に公営企業法の会計様式等に照らし合わせる必要がございます ので、今その場でちょっと確認するすべはございません。申し訳ございません。

6 番 井 上 今、公営企業法とかですね、施行令とかはお持ちじゃないのかな。ちょっと その辺分からないんですけれども。こういった形で毎年出てますよね。そうし ますとやはり必要な、そういう法的に決まっていて、必要な書類をですね、口 頭での差し替えということで処理をされるのかどうかというのを、管理者とし ての立場からお答えを願いたいと思います。

議長調べますか。(私語あり)暫時休憩します。 (14時53分)

環境上下水道課長 ただいま様式を確認しましたところ、固定資産税の明細書につきましては必ずしも作成すべきものという位置づけではございません。いわゆる参照の扱いというふうなことになっています。以上です。

議 長 ちょっと最後のほう、よく分からない。大きい声でお願いします。

環境上下水道課長

はい。固定資産税の明細書につきましては、必ずしも作成しなければならないというたぐいのものではございません。あくまでも参照というような扱いになっているところでございます。以上です。

6 番 井 上

そこにですね、施行令、地方公営企業法の施行令ってお持ちですか。お持ちでしたら、その23条を朗読していただきたいんですけれども。何でそんないい加減なこと言うのかな。(「すみません、ちょっと様式の定義しか。」の声あり)

今、言われたこととね、全然違う。私、今ここにですね、地方公営企業法施行令第23条。法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければいけない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする、というふうにうたってあるんですよ。今の全然課長の説明とは違うんで。であるからですね、またちょっと議長にお諮りしたいんですけれども、この取扱いについてどうするかというのをですね、やはり執行者側のほうの回答をお願いをしたいと思いますので、よろしくお計らい願います。

議

この件の取り扱いについて、どういうふうにお考えでしょうか。休憩しますか。

暫時休憩します。 (15時00分)

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(15時23分)

環境上下水道課長

長

何点か御説明したいことがございます。まず第1点ですが、先ほど御説明いたしました修正版のですね、松田町上水道事業固定資産明細書をもう一度目を通していただきたいと思います。先ほど修正額の部分につきましては、機械及び装置の当年度減少額1,058万4,390円のみの説明をさせていただきましたが、これに伴いまして、機械装置の年度末現在高も当然修正になっております。4億507万574円ということになってございます。またそれに伴いまして、合計欄も当年度減少額が5,792万6,893円、年度末現在高につきましても、22億781万1,532円というふうなことで修正になってますことを追加で御説明させていただきたいと思います。

それと先ほど来、井上議員から御指摘がございました、決算の附属明細書のいわゆる扱いでございます。改めまして地方公営企業法施行令23条を確認しましたところ、決算を議会の認定に付するに当たって提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、損益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とするというように記載がしております。先ほど私は固定資産明細書については参照というふうな答弁をさせていただきましたが、取り消させていただきます。あくまでもこちらについては付さなければならない書類ということで位置づけをされております。申し訳ございませんでした。

それと監査のほうでございます。監査委員さんにつきましては、この固定資産明細書の修正分を含めてですね、私のほうでですね、改めて説明に上がりたいというふうに考えております。以上です。

長 御指摘をいただいて本当にありがとうございます。また貴重なお時間をですね、ちょっといただいて、長々とちょっと時間を追加させていただいてることについては、改めておわびを申し上げます。今回の件につきましては、御指摘のとおりですね、明細書の数字が違っておりまして。キャッシュ・フロー等々に影響するところまでには至ってないのは、結果的な話ではありますけども、このようになった点につきましてはですね、以前も皆様方にはですね、おわびを申し上げてて、またおわびを申し上げるということについては、非常にもう申し訳ない以上に、本当に申し訳なく思っております。二度とというふうな言葉を言うと、何となく私の感覚では3度目のような気がするので、今後もですね、こういうことがないように、我々も注視していくとともにですね、今後も引き続き御指導、御鞭撻をいただきたいというふうに考えております。このたびの件につきましてはですね、本当に皆様方に御迷惑かけました。今後このようなことがないように努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。またよろしくお願いいたします。

議 長 280ページについては差し替えということでよろしいでしょうか。

町

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。ほかにございますか、質疑。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第4号令和元年度 松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、利益の処分の議 決と決算の認定について採決を2回行います。

初めに利益の処分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。